

27-2. 被災中小企業・小規模事業者対策【労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付について】

このたびの平成30年7月豪雨を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような特例措置を行っております。

1. 申告・納付期限の延長

指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、平成30年度に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての**期限が延長**されます。(指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含みます。)

【指定地域】

愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市
-----	--------------

【要件】 特にありません（一律に延長されます）

- ※1 延長期限は平成30年11月27日（火）です。期限までに納めることが困難な事業主については、さらに延長できる場合があります。
- ※2 手続が免除されるものではありませんので、延長された期限までには手続を行っていただきますよう、お願いいたします。

2. 納付の猶予

平成30年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】 すべての地域で申請可能

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

- ※1 保険料を免除をするものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納付期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

【問い合わせ先】

最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署（八幡浜 0894-22-1750）